記

1　危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネルの名称及び箇所

名　　称	箇　　所
関門トンネル （一般国道２号）	山口県下関市椋野町二丁目から福岡県北九州市門司区旧門司一丁目まで

2　危険物を積載する車両の通行を禁止する当該危険物の表示

別表第１のとおり

3　危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物の表示、当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件

別表第２のとおり

【災害時の特例】

原則として災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置されている場合に、被災した地方公共団体等からの災害応急対策に必要な燃料の供給要請に基づき道路管理者が特に通行を認めた場合は、水底トンネルを通行しようとする車両（別表第２中「第四類・引火性液体」を積載する移動タンク貯蔵所（タンクローリー）に限る。）のうち、当該水底トンネルの構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、誘導車を当該車両の前後に配置するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについては、別表第２にかかわらず、通行することができることとする。

4　その他

⑴　この公示に係る通行の禁止又は制限は、平成30年４月１日から施行する。

⑵　平成13年11月30日付け日本道路公団公示第91号は、平成30年４月１日をもって廃止する。

別表第１（通行禁止品目）

1　火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表　　示		
項　目	品　　名	
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く。）
火薬類以外の爆発性物質	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの	

2　毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表　　示	
項　目	品　　名
毒　物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン
劇　物	クロルピクリン
毒物・劇物以外の有毒性物質	二酸化窒素（四酸化二窒素） その他これと同程度以上の毒性を有するもの

3　水又は空気と作用して発火性を有する物質

表　　示	
項　目	品　　名
水又は空気と作用して発火性を有する物質	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの

別表第２（通行制限品目）

1　火薬類及びがん具煙火

表　　示		車両の種類	要　　件	
項　目	品　　名		積載数量	その他
火　薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆　薬	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		５キログラム以下	
火工品	工業雷管 電気雷管 信号雷管		100個以下	
	導火管付き雷管		25個以下	
	銃用雷管		10,000個以下	
	実包 空包		1,000個以下	
	導爆線		100メートル以下	